

福岡県公報

平成17年8月17日
第2426号

目次

告示(第1541号-第1559号)

○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課)	1
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課)	1
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○都市計画事業の認可	(下水道課)	2
○土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農地計画課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	2
○町の字の区域の変更	(地方課)	3
○市の町及び字の区域の設定又は変更	(地方課)	3
○第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○予防接種を行う医師	(健康対策課)	7
○予防接種を行わなくなった医師	(健康対策課)	8
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	8
○公共測量の実施	(土木管理課)	8
○公共測量の終了	(土木管理課)	8
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	9
○土地改良区の合併の認可	(農地計画課)	9

告示

福岡県告示第1541号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
稲吉土地改良区	17・7・29

福岡県告示第1542号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
両筑土地改良区	17・7・29

福岡県告示第1543号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
柳川西部土地改良区	17・7・29

福岡県告示第1544号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
嘉穂郡庄内町大字綱分字本村933番1、933番6、933番7、935番1の一部、935番2の一部、935番4、935番5、933番21
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
嘉穂郡庄内町大字綱分933番6
介護サービス株式会社 代表取締役 迫 重春

福岡県告示第1545号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称
芦屋町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
芦屋都市計画下水道 芦屋町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成17年8月17日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
芦屋町大字芦屋字長井原、字一本松及び字大久保の各字の一部
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第1546号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成17年7月29日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
稲吉土地改良区	事業計画書	平成17年8月17日から平成17年9月14日まで	小郡市役所

福岡県告示第1547号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年7月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人福岡設計研究会
 - (2) 代表者の氏名
郡山 軍治
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区大手門一丁目7番19号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、会員の有する技術力と経験を生かし、一般の市民・団体・企業に対して、建築物の安全確保と品質向上を推進するための助言又は支援・協力に関する

事業を行ない、消費者の安全安心を図るとともに、健全なまちづくりと地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1548号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、勝山町長から勝山町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、黒田地区担い手第3換地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字黒田字宮ノ後に編入する。

大字	字	地番
黒田	林崎	2693の2、2693の4、2705の1、2706の1、2707、2708の1、2709から2711まで、2713の1、2714の1、2714の2、2715の1、2715の2、2716の1、2716の2
	崩	2904、2905、2907、2908の1、2908の2、2909、2910の1、2911の1、2912、2913
	丸原	2960の1、2961、2962、2963の1、2964の1、2965の1、2966の1、2971、2975、2976の1、2979の一部
	カイバサ	2981の1、2982から2984まで
	五位ノ木	2985の1、3007の1
	寺田川	3161
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部		

2 次の区域を大字黒田字伊龍に編入する。

大字	字	地番
黒田	崩	2910の2、2911の2
	入尾	2921の1、2921の2、2922の1から2922の3まで
	綿打	2929、2930、2932、2933の1、2933の2、2934

	丸原	2956、2958の1、2958の2、2959の1、2959の2、2960の2、2960の3、2963の2、2964の2、2965の2、2966の2
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部		

3 次の区域を大字黒田字藏ヶ本に編入する。

大字	字	地番
黒田	沓ヶ坪	3023、3024の1、3025、3026の1、3026の2
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部		

4 次の区域を大字黒田字久保田に編入する。

大字	字	地番
黒田	藏ヶ本	3076の一部、3077の一部、3088の一部
	矢々	3190、3191、3192の1、3192の4、3195の2、3195の4
	立石	3255の4の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である町有地の全部		

5 次の区域を大字黒田字立石に編入する。

大字	字	地番
黒田	久保田	3222の1、3223の1、3223の2の一部
これらの区域に隣接する水路である町有地の全部		

福岡県告示第1549号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北九州市長から北九州市の町及び字の区域を次のように新たに画し、又は変更する旨の届出があった。

上記処分は、北九州学術・研究都市南部地区土地区画整理事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を新たに若松区小敷ひびきの二丁目とする。

区	大字	地番

若松区	小敷	423の1、423の2、424、425の1、425の2、426の1、426の2、427の1、427の2、428、429の1、429の2、430、431の一部、432の一部、433の1の一部、433の2の一部、434から440まで、441の1、441の2、444の2、445から447までの各一部、448の1の一部、448の2の一部、449の1、449の2の一部、449の3の一部、450の1、450の2、451の1の一部、451の2、452の1、452の2、453、454の1、454の2、459から461まで、462の1、462の2、463の1、463の4の一部、463の8、464、465の一部、485の1の一部、485の3の一部、487の一部、488、489の1の一部、492の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

2 次の区域を新たに若松区小敷ひびきの三丁目とする。

区	大字	地番
若松区	小敷	431の一部、432の一部、433の1の一部、433の2の一部、445から447までの各一部、448の1の一部、448の2の一部、449の2の一部、449の3の一部、451の1の一部、463の4の一部、463の6、463の7、465の一部、466、467、475、477の1から477の3まで、478の1、478の2、479の1、479の2、480から483まで、484の1から484の3まで、485の1の一部、485の3の一部、489の1から489の5までの各一部、489の6、491の一部、492の一部、493の1、493の2、494の一部、495の一部、496から498まで、499の一部、500の一部、501から517まで、518の1から518の3まで、519の1、519の2、520の1から520の6まで、521の1から521の3まで、522の1、523の1から523の4まで、524から528まで、529の1、529の2、530の1、530の2、531の1から531の3まで、532の1、532の2、533から541まで、542の一部、543の1、543の2、544の1、544の2、545、546、547の1から547の3まで、548、549の1、549の2の一部、550の2から550の4までの各一部、551から553までの各一部、561の1の一部、561の6の一部、561の7の一部、566の1、566の2、566の4から566の6まで、567の1、567の2、567の3の一部、567の4の一部、568の3の一部、568の5、568の6、569、570、571の2、580の一部、582の2、582の3、583の7の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路等である市有地の全部		

3 次の区域を新たに若松区塩屋二丁目とする。

区	大字	地番
若松区	塩屋	201の一部、202から206まで、207の一部、208の一部、209の1、209の2、210、211、212の一部、213の一部、214の1の一部、215の一部、216から218まで、223の4の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

4 次の区域を新たに若松区塩屋三丁目とする。

区	大字	地番
若松区	塩屋	214の1の一部、214の2の一部、215の一部、223の1、223の2の一部、223の3、223の4の一部、224から228まで、231、242から245まで、246の1から246の3まで、247の1から247の5まで、248の1から248の3まで、249の1、249の2、251、252の一部、253の2の一部、254、255の1から255の6まで、258から263まで、264の1、264の2、265、266、267の1から267の3までの各一部、270の1の一部、270の2、270の3、271の1の一部、271の2、271の3、272の1の一部、272の2、273の1、273の2、274から283まで、284の一部、285の一部、286の1の一部、286の2、286の3、286の4の一部、292の1の一部、292の2の一部、302の一部、303の1の一部、303の2、304、305、306の1から306の4まで、307、308の一部、309から311まで、312の一部、313の一部、316の一部、317の一部、445の1の一部、445の2の一部、449の一部、450の一部、451の1から451の3までの各一部、452の一部、458から461まで、468、469の1、469の2、470、471、474、475、480の3の一部、481の2の一部、482の2、482の3
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

5 次の区域を若松区ひびきのに編入する。

区	大字	地番
若松区	小敷	489の1から489の5までの各一部、490、491の一部、492の一部、494の一部、495の一部
	塩屋	252の一部、253の2の一部、284の一部、285の一部、292の1の一部、292の2の一部、300の1の一部、300の2、301の1の一部、301の2、301の3、302の一部、303の1の一部、308の一部、312の一部、313の一部、314、315、316の一部、317の一部、318から326まで、327の1、327の2、327の3の一部、327の4、327の5、328の1の一部、328の3、332の1の一部、332の2、332の3の一

部、333の1の一部、333の2、334の一部、338の1の一部、338の3、346の7の一部、346の9の一部、346の10の一部、346の12から346の14までの各一部、346の22の一部、347の1の一部、347の3の一部、349の1、349の2、350の1の一部、350の2、350の3の一部、350の4の一部、351の1、351の2、352の1、352の2、353の1から353の4まで、354から356まで、357の1、357の2、358、359、360の1から360の3まで、361の1の一部、362の16の一部、362の27の一部、362の53の一部、362の55の一部、362の58の一部、362の85の一部、362の87の一部、362の90の一部、362の104の一部、363の4の一部、370の一部、371の1から371の3まで、372から374まで、375の1、375の2、376の1、376の2、377、378の1、378の2、379、380の1、380の2、381の1から381の7まで、382、383、384の1から384の3までの各一部、387から391までの各一部、392、393、394から396までの各一部、397、398、399の一部、400の一部、401から403まで、404の1、404の2、405の1から405の3まで、406の1、406の2、407から421まで、422の1、422の2、423から426まで、427の2、428の1、428の2、429から431まで、433、434の1、434の2、435、436の1、436の2、437、438の1、438の2、439から443まで、444の1、444の2、445の1の一部、445の2の一部、445の3から445の5まで、446から448まで、449の一部、450の一部、451の1から451の3までの各一部、452の一部、454の1、454の3、480の2、480の3の一部、481の2の一部、542の1の一部、738、739の4の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路等である市有地の全部

6 次の区域を新たに若松区ひびきの北とする。

区	大字	地番
若松区	小敷	487の一部、489の1の一部
	塩屋	384の1から384の3までの各一部、385、386、387から391までの各一部、394から396までの各一部、399の一部、400の一部、542の1の一部、739の4の一部

7 次の区域を新たに若松区ひびきの南一丁目とする。

区	大字	地番
若松区	塩屋	290の一部、292の1の一部、293の一部、294の一部、295の1の一部、295の2、295の3、296から299まで、300の1の一部、301の1の一部、327の3の一部、328の1の一部、328の2、329、330の

		一部、331の1、331の2、332の1の一部、332の3の一部、332の4、333の1の一部、334の一部、335の1から335の3まで、338の1の一部、338の2、338の4、338の5、339から342まで、343の1の一部、343の2の一部、343の5の一部、343の6の一部、344の一部、347の1の一部、348の一部、350の3の一部
八幡西区	本城	3142の8の一部、3142の9の一部、3142の11の一部、3142の12の一部、3142の15の一部、3142の16、3142の17、3142の18の一部
	光貞台二丁目	26の11、27
	光貞台三丁目	31、100の41の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路等である市有地の全部		

8 次の区域を新たに若松区ひびきの南二丁目とする。

区	大字	地番
若松区	小敷	489の4の一部、492の一部、499の一部、500の一部、542の一部、549の2の一部、550の1、550の2から550の4までの各一部、551から553までの各一部、554から560まで、561の1の一部、561の2から561の5まで、561の6の一部、561の7の一部、562、563、564の1から564の3まで、565の1、565の2、567の3の一部、567の4の一部、568の3の一部、580の一部、581の2、583の3、583の4、583の7の一部
	塩屋	343の1の一部、343の2の一部、343の3、343の4、343の5の一部、343の6の一部、344の一部、345、346の1から346の6まで、346の7の一部、346の8、346の9の一部、346の10の一部、346の11、346の12から346の14までの各一部、346の15から346の21まで、346の22の一部、347の1の一部、347の2、347の3の一部、347の4、347の5、348の一部、350の1の一部、350の4の一部、361の1の一部、361の2、361の3、362の1から362の6まで、362の13から362の15、362の16の一部、362の17から362の26まで、362の27の一部、362の30、362の31、362の33から362の35まで、362の38から362の43まで、362の48、362の53の一部、362の55の一部、362の56、362の58の一部、362の59から362の61まで、362の64から362の69まで、362の74から362の84まで、362の85の一部、362の86、362の87の一部、362の88、362の89、362の90の一部、362の91から362の94まで、362の104の一部、362の106から362の152まで、363の1

から363の3まで、363の4の一部、368の12から368の14まで、370の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部

9 次の区域を新たに八幡西区本城学研台一丁目とする。

区	大字	地番
若松区	塩屋	214の1の一部、214の2の一部、215の一部、223の2の一部、267の1から267の3までの各一部、268、269、270の1の一部、271の1の一部、272の1の一部、286の1の一部、286の4の一部、287、288、289の1から289の4まで、290の一部、291、292の1の一部、293の一部、294の一部、295の1の一部、330の一部
八幡西区	本城	1476の1、2832の4の一部、2832の5の一部、2854の3、2854の5、2874、2875の1、2875の2、2876から2879まで、2880の1、2880の2、2883、2884の1、2884の2、2885の1、2885の2、2886から2889まで、 ²⁸⁹⁰ 2892から2894まで、2895の1から2895の3 ²⁸⁹¹ まで、2896の1から2896の4まで、2897から2906まで、2907の1から2907の5まで、2908から2918まで、2919の1、2919の2、2920から2923まで、2924の一部、2925の一部、2930の一部、3077の2の一部、3077の3の一部、3087の4の一部、3088の一部、3089、3093の一部、3094、3095の一部、3098の1の一部、3098の2の一部、3098の3、3098の4、3099、3100の一部、3101の1、3101の2の一部、3102の1、3102の2、3102の3の一部、3103、3104、3105の1、3105の2、3106の1から3106の3まで、3107、3108、3109の1、3109の2、3110、3111の1、3111の2、3112の1、3112の2、3113から3118まで、3119の1、3119の2、3120から3122まで、3123の1、3123の2、3124の1、3124の2、3125の1、3125の2、3126から3132まで、3133の1から3133の6まで、3134から3138まで、3139の1から3139の6まで、3140、3141の1、3141の2、3142の1から3142の7まで、3142の8の一部、3142の9の一部、3142の10、3142の11の一部、3142の12の一部、3142の13、3142の14、3142の15の一部、3142の18の一部、3142の19から3142の23まで、3143から3152まで、3153の1、3153の2、3154から3157まで、3158の1、3158の2、3159から3172まで、3173の一部、3174の1の一部、3175の2の一部
	光貞台三丁目	11の9、25の4、25の6、25の9、25の10、100の38、100の39、100の41の一部、100の47、1476の2、1476の3

これらの区域に隣接介在する道路等である市有地の全部

10 次の区域を新たに八幡西区本城学研台二丁目とする。

区	大字	地番
若松区	塩屋	201の一部、207の一部、208の一部、212の一部、213の一部、214の1の一部、214の2の一部
八幡西区	本城	2832の4の一部、2832の5の一部、2924の一部、2925の一部、2926から2928まで、2930の一部、2931、3047の10、3053の3、3053の4、3058の2、3073の1、3074の1、3074の2、3075の1、3075の2、3077の2の一部、3077の3の一部、3078、3079、3087の4の一部、3088の一部、3090から3092まで、3093の一部、3095の一部、3096、3097、3098の1の一部、3098の2の一部、3100の一部、3101の2の一部、3102の3の一部、3173の一部、3174の1の一部、3174の2、3175の1、3175の2の一部、3175の3、3176の1から3176の3まで、3177から3180まで、3181の1、3181の2、3182の1から3182の3まで、3184の1、3185から3187まで、3188の1、3188の2、3189、3190の1から3190の6まで、3191の1、3191の2、3192から3196まで、3197の1、3197の2、3198の1、3198の2、3199の1、3199の2、3209の6
これらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部		

福岡県告示第1550号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

黒崎駅西地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

（変更前）

平成10年2月から平成17年9月まで

(変更後)

平成10年2月から平成19年3月まで

3 施行地区

北九州市八幡西区黒崎3丁目の一部

4 事務所の所在地

北九州市八幡西区黒崎3丁目15番3号

5 設立認可の年月日

平成10年2月17日

6 事業計画の変更の認可の年月日

平成17年7月28日

福岡県告示第1551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
大牟田	県 道	大牟田線 川 副	前	三池郡高田町大字永治928番1先から 同郡同町黒崎開2425番3先まで	8.6 ～ 24.3	174.0
			後	同上	8.6 ～ 24.3	174.0
			後	同上	8.6 ～ 24.4	175.0

福岡県告示第1552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年9月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
大牟田	大牟田線 川 副	三池郡高田町大字永治928番1先から 同郡同町黒崎開2425番3先まで

福岡県告示第1553号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
鞍手郡鞍手町大字中山2437番地の1	鞍手町立病院	甲 斐 理々子
鞍手郡鞍手町大字中山2437番地の1	鞍手町立病院	久 留 真喜子
鞍手郡鞍手町大字中山2437番地の1	鞍手町立病院	福 中 康 志
鞍手郡鞍手町大字中山2437番地の1	鞍手町立病院	荒 瀬 光 一
鞍手郡鞍手町大字中山2437番地の1	鞍手町立病院	寺 谷 威
築上郡椎田町大字湊267	医療法人松喬会椎田病院	高 田 亜希子

福岡県告示第1554号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定による予防接種を行う医師について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の承諾の撤回があったので、同条第2項の規定により、次のように公告する。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

予防接種を行わなくなった医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
鞍手郡宮田町大字鶴田1381-2	鶴田診療所	平川 隆 孝
鞍手郡宮田町大字竜徳554	鞍手共立病院	古江 慶 夫
鞍手郡宮田町大字本城1636	医療法人相生会宮田病院	北川 雪 子
鞍手郡宮田町大字本城1636	医療法人相生会宮田病院	高田 英 俊
鞍手郡宮田町大字本城1636	医療法人相生会宮田病院	長友 太 郎
鞍手郡宮田町大字本城1636	医療法人相生会宮田病院	山本 順 子
鞍手郡宮田町大字本城1636	医療法人相生会宮田病院	倉岡 抄 子
鞍手郡宮田町大字本城1636	医療法人相生会宮田病院	岩田 洋 美
鞍手郡宮田町大字本城1636	医療法人相生会宮田病院	大野 真 治
鞍手郡宮田町大字宮田45	廣田医院	廣田 千 治
鞍手郡宮田町大字宮田45	廣田医院	廣田 千 福

福岡県告示第1555号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年12月7日福岡県告示第1990号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1556号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区	平成17年8月8日から 平成18年1月31日まで

福岡県告示第1557号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区	平成17年7月20日

福岡県告示第1558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成17年8月8日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
行橋市大字津留、真菰及び元永（元永地区第2換地区）	換地計画書の写し	平成17年8月17日から 平成17年9月14日まで	行橋市役所

福岡県告示第1559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定に基づき、大木町大莞土地改良区、大木町木佐木土地改良区、大溝西部土地改良区、大溝北部土地改良区及び大溝東部土地改良区の合併を平成17年8月8日付けで認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大木町土地改良区は合併により設立する。
- 2 大木町大莞土地改良区、大木町木佐木土地改良区、大溝西部土地改良区、大溝北部土地改良区及び大溝東部土地改良区は、合併により解散する。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県庁(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)